**小諸市移住者起業支援給付金交付**

＜交付金額＞

　30万円

※100万円の融資を既に受けられている方に給付されます。

＜交付の条件＞

・申請が移住してから一年以内である。

・長野県外から小諸市に移住してきた

・移住後に起業する。

・起業する会社の業務が小売、飲食、サービス業のいずれかである。

・市内金融機関[[1]](#endnote-1)に100万円以上の融資をされている。

・小諸市に3年以上定住し、事業を継続する意志がある。

　（３年以上事業を継続しない場合は返還請求の対象になる）

・反社会的勢力との関係が無い者

＜必要書類＞

□様式1：小諸市移住者企業支援給付金交付申請書兼請求書

□様式2：誓約書

□融資を受けたことがわかるものの写し

□事業計画のわかる書類（銀行に出した資料等）

□小諸市の住民票（前住所の記載が県外である）

□昨年度分の納税証明書（納税が無い場合は課税証明書）

＜申請の流れ＞

・書類をまとめ、申請する

　↓

・役所にて事務手続きがなされ、交付・不交付決定の通知書類が郵送される

　↓

・（決定の場合）

交付予定日に給付金が振り込まれる。

1. 日本政策公庫小諸支店、八十二銀行小諸支店、長野銀行小諸支店、長野県信用組合小諸支店、上田信用金庫小諸支店 [↑](#endnote-ref-1)